

栗山町公共施設等総合管理計画【令和 3 年度改訂】（案）

に関する意見募集の結果公表

栗山町公共施設等総合管理計画【令和 3 年度改訂】（案）に対して、町民の皆さまからいただいたご意見について、以下のとおり計画（案）に関する本町の考え方をまとめましたので公表いたします。

寄せられたご意見等について検討した結果、素案を修正することはありませんが、貴重なご意見をお寄せいただきました皆様に、厚くお礼申し上げます。

【意見募集結果】

案件名	栗山町公共施設等総合管理計画【令和 3 年度改訂】（案）		
募集期間	令和 3 年 7 月 1 日（木）から 令和 3 年 7 月 3 0 日（金）まで		
意見の件	1 件（1 人）		
意見の取扱	A	意見を受けて案を修正したもの	-
	B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの	-
	C	案を修正していないが、今後の施策の参考とするもの	1 件
	D	案に取り入れなかったもの	-
	E	案の内容についての質問等	-
意見の 提出方法	持参		1 件
	郵送		-
	ファクシミリ		
	電子メール		-

【意見に対する本町の考え方】

No.	意見等の概要	意見に対する本町の考え方
1	1. 人口の減少を踏まえ、総床面積の縮減目標20年間で、20%の削減（P33）とありますが、20%は27,470㎡であり削減先行施設（P59）を全部削減しても足りません。 かなり高い目標だと思われます。 今後建設予定の若者チャレンジ支援住宅（新町通り）、新婚子育て定住促進住宅（中央団地跡地）など、増加するばかりです。 2. 施設の複合化・民間委譲等（P35） ・ 介護福祉学校の空き教室をケアラー支援関連の施設として活用 ・ 旧エゾシカ食肉加工施設の民間活用 ・ 道営団地の跡地活用 ・ 有機性廃棄物堆肥化处理施設（桜山）の活用（環境センターの一部移転等） 実効性があるかを絶えず検証し、計画を推進してほしいと思います。	1. 総床面積の縮減目標について 公共施設マネジメントの基本的な考え方はP33～36に記載のとおりで、その他施設（P55～59）の廃止だけで総床面積の縮減を進めるものではありません。 例えば、建替えを行った場合であっても、同面積の施設が必要になるとは限らないことや、各施設の機能を維持しながら複合化するなど、人口規模やニーズ等に見合った床面積にすることで縮減が可能であると考えています。 2. 施設の複合化・民間移譲等について 本計画は、施設の更新・統廃合等を行わず、現状の施設を長寿命化対策により維持すると仮定し、施設のハード面に着目した内容としています。 施設の活用方針については、本計画の内容を踏まえ、第7次総合計画策定時において検討を進めますので、いただきましたご提案は、第7次総合計画策定時の参考とさせていただきます。